

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

2024年4月25日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 吉田 光市

1 業務概要

(1) 業務名

阪神高速道路株式会社20年史作成業務

(2) 業務内容

本業務は、阪神高速道路株式会社設立から20年の節目に設立10年以降の10年間を中心とした活動記録を取りまとめることにより、現役社員が記憶や経験等を共有し一体感を向上させるとともに、これらの情報を後世に承継し、今後の業務上の基礎資料として活用することを目的として、関係する資料等を取りまとめ「阪神高速道路株式会社20年史」を作成するものである。

(3) 履行期限 2026年3月18日

2 企画競争参加資格

(1) 阪神高速道路株式会社契約規則(平成23年阪神高速規則第10号)第6条各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領(令和5年阪神高速細則第1号)に基づく取引停止の対象者に該当しないものであること。

(3) 企画提案書の提出時に、次の①から④までの資料を提出した者であること。

① 商業・法人登記事項証明書の写し

② 営業経歴書

③ 財務諸表類

④ 納税証明書の写し

(4) 企画提案書の提出期限の日から企画提案書特定通知の日までに当社から競争参加停止措置を受けていないこと。

(5) 企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定通知の日までの期間に阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

(6) 企画提案書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

① 企業の業務実績

企業の業務実績として、2014年4月以後企画提案書提出期限の日までに完了し

た1契約あたり1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の年史作成業務の受注実績があることを証明した者であること。

② 配置予定者の資格

配置予定の責任者は年史作成業務の従事経験を5年以上有していること。

（6）詳細は説明書による。

3 手続等

（1）担当部署

阪神高速道路株式会社経理部契約課 畑中

（住 所）〒530-0005 大阪市北区中之島3-2-4

（電 話） 06-6203-8888（代）（内線 3481）

（FAX） 06-6203-8313

（E-mail）keiyaku-hs@hanshin-exp.co.jp

受付時間：午前10時から12時まで、午後1時から4時まで（行政機関の休日に
関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）

（2）説明書の交付期間及び方法

① 交付期間：本公示の日から2024年5月24日午後4時まで

② 交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記（1）の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ（購入等の入札公告ページ）

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/buppin/>

③ 交付図書のダウンロード手順：②のサイトにて、当該購入等の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

（3）企画提案書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限：2024年5月24日 午後4時必着

② 提出場所：（1）に同じ

③ 提出方法：持参又は郵送等（配達記録の残るものに限る。）すること。持参する場合の受付時間は説明書の交付開始日から企画提案書の提出期限までの毎日（休日を除く）、午前10時から12時まで、午後1時から4時まで

4 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書は返却しない。
- (6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して競争参加停止措置を行うことがある。
- (7) 企画提案書が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当社関係規程に基づく契約手続の完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施の結果、企画提案内容が当社の求める水準に達しないときは、企画提案書を特定しないことがある。
- (9) その他の詳細は説明書による。

○阪神高速道路株式会社契約規則

(競争参加不適格者)

第6条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させないものとすることができる。

- 一 制限行為能力者（契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得ている者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 建設業法その他の法令の規定により許可等を必要とする営業である場合において、その許可等を有しない者
- 四 次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後3年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
 - イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由なしに、契約を履行しなかった者
 - ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 五 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
- 六 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 七 競争参加資格に関する審査申請書（添付書類又は資格審査申請用データを含む。）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 八 阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則（平成21年阪神高速規則第3号）に基づく入札等除外措置を受けている者又は同規則別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者
- 九 法令の規定に違反して営業を行った者